

情報ひろば 5月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

0857-20-3453 ①・②
0857-20-3449 ③・④・⑤
0857-20-3404
各総合支所市民福祉課(18ページ)
各地域包括支援センター(18ページ)

①優良丸洗い乾燥サービス
在宅で生活をしている65歳以上で、次のどちらかに該当する人 ①要介護1～3の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人 ②要介護4、5の人 料掛布団：2000円、敷布団：2000円、羽毛布団：3000円 毛布：1000円 ※枚数に制限があります。 5月22日(月)までに申出書を提出
②在宅生活復帰支援サービス
介護保険施設の入所者で在宅での生活を希望する人が、一時帰宅中に利用する介護保険と同等の居宅サービスについて本来全額負担となる利用料の

一部を助成 ①現に介護保険施設に入所しており、近い将来の在宅生活復帰を目指す人 利用期間：連続した一時帰宅を行っている期間(10日間まで) ②選択した居宅サービスに係る経費のおおむね9割に相当する額(介護度および日数により限度額があります) ③認知症高齢者等近所見守り応援団協力店登録募集
④介護予防運動教室登録事業者募集
高齢者の健康づくりや介護予防を目的に、地域で開催される通いの運動教室の情報をお寄せください。登録の内容は審査後にホームページに掲載します。 電話にて問い合わせ先まで
⑤認知症の人と家族の集い 毎月第2金曜日開催
5月12日(金) 10:00～12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)
認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月～金 10:00～18:00

望活動の実施
「一人で悩まないで」同じ境遇の「わかり合える仲間」に出会うことは回復への第一歩になります。私たちと一緒に活動してみませんか?
鳥取市精神障がい者家族会事務局(障がい福祉課内)
0857-20-3474
0857-20-3406

0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
0857-39-1151
家族介護者の集い「スマイル・スマイル」
5月17日(水) 10:00～12:00
所 駅南庁舎地下第一会議室(富安二丁目) ①家族介護者または介護に関心のある人 ②講演「フットケアの大切さについて」▽講師：こっほうえん看護師 料 2000円(資料代など) 5月12日(金)まで
問 スマイル・スマイル事務局(駅南庁舎地域包括ケア推進課内)
0857-20-3449
0857-20-3404

障がい福祉課からのお知らせ
駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3474 ①・②・③
0857-20-3475 ④
0857-20-3406
①鳥取市障がい者週間が始まります
毎年5月23日～29日は「鳥取市障がい者福祉週間」です。
鳥取市は、平成元年に福祉都市を宣言し、障がいのある人や高齢者など全ての人に優しいまちづくりをめざしています。みなさんも、障がい者をはじめ誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざして、まちづくりの輪をひろげましょう!!

②障がい者アート作品展
5月18日(木)～31日(水)
所▽鳥取市文化センター(出展団体：NPO法人案「アートスペースからふる」、いごり、NPO法人ねっこ、鳥取県立鹿野かちみ園「わびすけ」▽清流茶屋かわはら道の駅(出展団体：書道タートルズ)▽中央図書館市民ギャラリー(出展団体：鳥取市ダイケア「さわやかサロン」、松の聖母学園)
③第37回ふれあい広場
5月27日(土) 13:00～16:00
所 鳥取県体育館(天神町) ④福祉事業所即売会、模擬店、もちつき、ゲーム、レクリエーションなど
④障がいに関する相談は...
身体障がいや知的障がいのある人またはその家族からの日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、福祉サービスなどに関する情報提供や助言を行う身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を設置しています。困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。
また、このほかにも障がい福祉サービスなど各種相談に応じる相談支援事業所が市内に12カ所ありますので、こちらもご利用ください。
相談員、相談支援事業所の連絡先などは問い合わせ先におたずねいただくか、本市公式ホームページをご覧ください。

精神疾患でお悩みのご家族へ

鳥取市精神障がい者家族会は、障がいへの正しい理解と認識を広く家族・一般の人へ普及啓発する活動を行っています。

【活動の3本の柱】
①何でも話そう会「で日頃の悩みを話し合う気楽な話し合いの会の開催
②定例学習会で、家族の対応の仕方、福祉サービスや年金のことについて
③ミニ学習会や研修会の開催
■本人・家族が安心して生活していただくための啓発活動や課題に対する要

望活動の実施
「一人で悩まないで」同じ境遇の「わかり合える仲間」に出会うことは回復への第一歩になります。私たちと一緒に活動してみませんか?
鳥取市精神障がい者家族会事務局(障がい福祉課内)
0857-20-3474
0857-20-3406

るよう、簡単な家事などの援助を行うファミリー・サポート・センター(生活援助型)を開設しています。
②要望に応じて高齢者のお宅を訪問し、援助していただける協会の募集(登録料・会費無料)▽援助内容：食事の準備・後片付け、掃除、病院などへの付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの ③報酬(1時間あたり)
▽平日(7:00～20:00) 6000円
▽平日(20:00～7:00) 8000円
▽土日・祝日(終日) 8000円
▽12月29日～1月3日(終日) 8000円
問 鳥取ファミリー・サポート・センター

ター(鳥取市社会福祉協議会内)：ささなか会館1階
0857-22-7474
0857-39-2762
問 新市域の各総合福祉センター
国府町 0857-22-1880
福部町 0857-75-2337
河原町 0858-76-3125
用瀬町 0858-87-2302
佐治町 0858-89-1022
気高町 0857-82-2727
鹿野町 0857-84-3113
青谷町 0857-85-0220

とっとりカードはお持ちですか

市内在住で小学校入学前のお子様を含む3人以上のお子様がいる家庭(第3子妊娠中の人)も可)にとっとりカードを発行します(手続きが必要です)。協賛店に提示で、お店ごとの子育て応援サービスを受けることができます。※子育て家庭に対するサービスを提供する事業所として協賛店も募集中。



学生のみなさん、学生納付特例制度についてお知らせします



～在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です～

学生のみなさんも20歳になると国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の人一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学している学生のうち、本人の前年所得が下記計算式で計算した金額以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。

【所得の目安】
118万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除額など
■既に国民年金に加入している学生で学生納付特例制度の利用を希望する人は、次の手続きが必要です。
【平成28年度に学生納付特例の承認を受けている人】
平成28年度に学生納付特例を承認され、平成29年度も同じ学校に在学する人は、※『学生納付特例申請書(ハガキ)』に必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です。
※ハガキは4月上旬までに日本年金機構が発送済。ただし、手続きが本年2月以降の人は随時発送。
【平成29年度新たに学生納付特例を申請する人、在学する学校を変更する人、在学予定期間の最終年度が変更になった人】
学生納付特例申請書の提出が必要です。

申請に必要なもの
○年金手帳
○学生証の写しまたは申請する年度に証明された在学証明書
○認印(本人が署名する場合は不要)
○会社などを退職して学生になった人は、次の書類のいずれかが必要です。
◎雇用保険被保険者離職票(コピー可)
◎雇用保険受給資格者証(コピー可)
◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)
問 鳥取年金事務所 0857-27-8311
駅南庁舎保険金課
0857-20-3484 0857-20-3407

各総合支所市民福祉課(18ページ)